

2021年度介護報酬改定に向けた「社会保障審議会・介護給付費分科会」議論に対する声明

2021年1月25日

日本医療労働組合連合会 中央執行委員会

次年度に控える介護報酬改定に向けて、社会保障審議会・介護給付費分科会では「持続可能な介護保険制度の確立」の考えのもとに国が提案する諸課題に対し議論をすすめてきた。これらの議論を踏まえ、2021年1月13日に厚生労働大臣が諮問した「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正について」には、夜勤を含む介護事業所の人員配置の基準緩和が盛り込まれており、社会保障審議会はこれを了承した。

現在、介護現場の職員体制は、介護保険制度の人員配置基準よりも厚く配置されていることが政府の調査でも明らかになっている。それでいてなお、介護職場では「十分なサービスができない」、「休日・休憩がとれない」といった職員体制に起因する問題が生じていることを踏まえれば、最低でも現行の体制維持が必要不可欠であることがわかる。しかし、重労働であることに加え、他産業と比較して賃金水準が月額で8万円以上も低い介護職は、深刻な人材不足になっている。そのため、喫緊の課題として人材確保対策が求められてきた。しかし、了承された人員配置基準の緩和の内容は「テクノロジー機器の導入」と抱き合わせとなっており、機器の導入によって業務の効率化を図ることで、少ない人数の職員体制でも業務を行うことが可能であることを前提としている。すなわち、介護人材の不足を機器に置き換え、今の体制でより多くの業務(ケア)を行うこと、あるいは、今よりも少ない職員体制で業務を行うことを推進しようとするもので、これまでの政府の人材確保対策の行き詰まりを「機器の導入」による効率化にすり替えており、看過することはできない。

そもそも、ICTやAIなどを活用した機器は、ケアの質の確保や職員の働き方を助けるものであって、職員の代替となるものではない。ましてや効果が未知数な「機器の導入」で「十分なサービスができない」、「休日・休暇が取れない」という体制不足を解消することはできないことは誰の目にも明らかである。本来、厚生労働省が考えるべきは、人材不足の決定的な要因となっている労働環境の改善と然るべき処遇改善を図ることである。このことを後回しにして、今回のような論点のすり替えを認めれば、本質的な問題を置き去りにして配置人員の引き下げが拡大されることが懸念される。

日本医労連は、安全・安心の医療・介護を実現するため医師・看護師・介護職員の大幅増員と夜勤改善を求めて運動をすすめてきた。とりわけ介護施設の人員体制については、利用者の安全・安心のケア、労働者が働き続けられる労働環境に深く関わる課題として、配置基準の引き上げを強く求めてきた。このことから、いかなる配置人員の緩和を許さず、あらためて配置基準の引き上げを求めていく。

コロナ禍の介護崩壊を許さず、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、今こそ社会保障費抑制政策の転換で、介護保険制度の抜本的な見直しが行われるべきである。さらに、利用者とその家族の生活をささえ、命と健康を守るためにも、介護従事者の大幅な増員と処遇改善、介護職場の労働環境改善を再度強く求めるものである。

以上